

住民監査請求についての学習会 レジュメ

住民監査請求書 概要

1. 請求の趣旨

がれきの広域処理に関する違法な公金の支出に対し、地方自治法第 242 条の第 1 項に基づき住民監査を行い、当該行為を防止し、当該契約の是正を。

2. 事実経過と広域化の条件

1) 岩手県と大阪府、大阪市によるがれきの広域化委託契約

2012 年 8 月 3 日、岩手県と大阪府及び大阪市は、基本合意書（甲第 1 号）：。

2012 年 11 月 13 日、大阪府と岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書（甲第 2 号証）

「委託期間：平成 24 年 11 月 13 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」

「委託料：285,250,792 円（税込）」

「再委託先」： 運送事業者&大阪市

2012 年 11 月 22 日、大阪府と大阪市は、契約を締結。

処理委託する廃棄物：「木くずを中心とした可燃物」、

数量：「6100 トン」 業務委託料を「94,623,698 円」

2) 広域化の法令的背景

① 被災市町村が処理責任

- * 国がこの広域化処理を行うのではない。
- * 震災がれき（震災廃棄物）は、廃棄物処理法上は、一般廃棄物。
- * 被災自治体(市町村)が処理責任。処理できない分を委託。事務委託と処理委託。
- * 国の関与は、広域化のサポーターと交付金。（ほぼ 100%）

② 広域化の基準ないし指標

- * 被災市町村に処理責任。被災自治体で処理できない分を広域化が大原則になる。
- * 広域化は自区内に比べ、運送費が余計にかかる。大阪の場合 50%。
- * 環境省の指針「損壊家屋等の処理の進め方指針」「市町村外の中間処理施設の処理の可能性を検討する。」「環境省マスタープラン」「被災地では処理能力が不足・・・被災地以外の施設を活用した広域処理も必要」
- * 被災自治体の岩手県は、環境省の「処理工程表」「県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域化処理を活用する」
- * 広域化の条件は、「期日までに」「被災地の処理能力では不足し、不可能な時に」

③ 補助金等適正化法（＝「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」）

- * 被災自治体交付金の支給申請→「査定」→処理事業→支払→交付金支給。
- * 補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか

3) 問われる視点

- ① 被災自治体で本当に処理できないのかの確認。
- ② 「補助金等適正化法」で問われる事業の目的に合っているのかの審査

3. 請求の理由

1) 下記の客観的事実から確実に交付金の支給を受ける保証は無く、財政に穴。

- ① 被災地のがれき処理費に10倍の開き—交付金の支給基準なし。
- ② がれきの広域化に当たっての国家予算は、架空の瓦礫を予算化
- ③ 次々とがれきの広域化終息宣言

* 推計量の見直しを行い。(2012年5月21日)宮城県約1/4下方修正。(岩手県についても、柱材、角材は、約35%、可燃物については約40%下方修正)

* 環境省リサイクル対策部が、広域化推進 16都府県に広域化を図る

* 環境省が「工程表」(同年8月7日)北九州市、東京都、茨城県を除き終息

* そして今年1月北九州市、東京都、茨城県についても、25年度分は終了する

2) 岩手県のがれきの広域化の実態からも交付金支給の保証はない。

① 広域化必要量が再三にわたって削減

* 環境省のがれきの見直し(2012年5月21日)以降も、環境省リサイクル対策部の発表や「工程表」の発表のたびに、大きく下方修正。

富山県←山田町:5万トンから1万トンに。

大阪市←宮古地区:18万トンから3.6万トンに。

静岡県←山田町&大槌町:7,7万トンから2,35万トン

埼玉県←野田村:5万トンから1万トン

② 埼玉県への岩手県野田村からの広域がれき量は減って終息した。

* 2年(H24年9月6日~)で1万トンの契約が、昨12月25日、1065トンで終了。

* 他の自治体は、「現在数量を見直し中」なぜ見直ししてから広域化を検討しないか?

* 大阪市及び大阪府へのこの問題に関して、質問状まだ回答なし。

3) 禁止されている再々委託の契約書が情報開示請求の結果明らかになった。

再々委託は、法令で禁止されており、今回の受け入れは自治法に違反する。

4) 安全性は担保されていない。契約では、「安全性を確保」することが条件として示されている。

しかしながら放射性物質、アスベスト他契約条件に違反する。

4. まとめ

環境省の広域化政策によって、日本中が踊らされてきた。9割を占めていた宮城県は、当初掲げた344万トンの内11万トン(実態はそれ以下)で終了しようとしている。

岩手県の野田村は木くずが、当初の5万トンから1千トンになったからと終了した。絆キャンペーンによって、有害物の拡散と、焼却、そして希釈を計ろうとした政策は、全国の住民の反対運動で今、終息を迎えつつある。広域化政策が中央官僚機構が仕掛けた復興予算の流用化でしかなく、中央官僚機構の打破を言う橋下が、この状況の中でがれきの受け入れにこだわるのは、皮肉と言うほかはない。

表1

宮城県と石巻Bのがれき量の推移

		当初			見直し後		
		発生量	県受託量	広域化計画	発生量	県受託量	広域化計画
宮城県		1819, 4	1107	344	1200, 4	676	127
石巻B	石巻市	638, 3	581	—	445, 8	308	—
	東松島市	156, 8	84	—	83, 8	3	—
	女川町	51, 2	21	—	28, 6	1	—
計		846, 3	685	293	558, 2	312	73(*1)

(計は石巻Bの計)

表2

表1 宮城県(石巻B)の鹿島JVとの業務委託契約の変更前と後の内容

1 処理量(県の業務対象量)

単位: 万トン

変更前	変更後	増減	
木くず	115	4	-111
混合物(可燃・不燃)	431	223	-208
コンクリートくず	112	62	-50
アスファルトくず	19	1	-18
金属くず	8	6	-2
その他	—	14	14
小計	685	310	-375
津波堆積物	292	43	-249
合計	977	353	-624

書証一欄

- 甲第1号証：東日本大災害により発生した被災地の廃棄物処理に関する基本合意書
- 甲第2号証：災害廃棄物処理業務委託契約書（岩手県&大阪府）
- 甲第3号証：廃棄物処理業務委託契約書（大阪府&大阪市）
- 甲第4号証：東日本大震災に係わる災害廃棄物の処理工程表、環境省（2012年8月7日）
- 甲第5号証：岩手県からの回答
- 甲第6号証：「がれき処理費用 自治体間で10倍の格差」NHK2012年9月9日
- 甲第7号証：「がれきの広域化処理も復興予算の流用だ」週刊金曜日2012年11月23日号
- 甲第8号証：「可燃性廃棄物（焼却）の広域処理の見通しについて」（H24, 12現在）宮城県発2013年1月10日記者発表
- 甲第9号証：岩手県 野田村からのがれき終了 埼玉県HP
（掲載日2012年12月26日更新）
- 甲第10号証：大阪府&大阪市への質問書（2012年12月28日付）
- 甲第11号証：再々委託関連 業務委託契約書（A型）契約番号 大環境 第環39027号
大阪市と今里衛生協同組合（平成24年11月15日）
- 甲第12号証：再々委託関連 契約変更承諾書 大阪市環境局あて、ショベル工業株式会社
（平成24年11月20日）
- 甲第13号証：再々委託関連 仕様書「災害廃棄物等の焼却によって生じた焼却残渣処分 業務委託（概算契約）」